

表 230 家庭用品検査結果

	試験検査件数 検査総数	基準違反件数 検査総数	繊維製品														家庭用化学製品										その他				
			おしめ カパー め	おだれ 掛け け	下着 着	中衣 衣	外衣 衣	手袋 袋	くつ 下	た び	帽 子	衛生 バンド ド	衛生 パンツ ツ	寝衣 衣	寝具 具	床 敷物 物	カー テン ン	家庭 用毛 糸系 他	家庭 用接 着剤 剤	かつら 等の 接着 剤	家庭 用塗 料	家庭 用ワ ックス ス	くつ 墨・ くつ クリーム ーム	家庭 用エ アソ ール 製品 品	住宅 用洗 浄剤 剤	家庭 用洗 浄剤 剤		防 腐 剤・ 防虫 剤	防 腐 木 材・ 防虫 木 材		
総計	301	3	1	3	20	23	16	88	2	42	-	7	-	-	8	4	-	-	-	-	6	2	6	6	6	27	2	2	-	6	24
小計	277	3	1	3	20	23	16	88	2	42	-	7	-	-	8	4	-	-	-	-	6	2	6	6	6	27	2	2	-	6	-
ホルムアルデヒド	216	3	1	3	20	23	16	88	2	42	-	7	※	※	8	4	※	※	※	-	※	2	※	※	※	※	※	※	※	※	-
生後24カ月以下	181	3	1	3	20	7	16	88	1	26	※	7	※	※	8	4	※	※	※	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-
繊維製品・接着剤	35	-	※	※	※	16	※	※	1	16	-	※	※	※	-	※	※	※	※	-	※	2	※	※	※	※	※	※	※	※	-
塩化水素・硫酸	1	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-	※	※	※	※	※	※	1	※	※	※	-
塩化ビニル	-	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-	※	※	※	※	※	-	※	※	※	※	-
有機水銀化合物	8	-	-	-	-	※	※	-	-	※	※	-	-	※	※	※	※	※	-	2	※	2	2	2	※	※	※	※	※	※	-
A. P. O.	-	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-	-	-	-	※	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-
デイルドリン	-	-	※	-	※	-	-	-	-	-	※	-	※	※	-	-	-	※	-	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-
T. D. B. P. P.	-	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-	-	-	-	※	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-
トリフェニル錫化合物	8	-	-	-	-	※	※	-	-	※	※	-	-	※	※	※	※	※	-	2	※	2	2	2	※	※	※	※	※	※	-
水酸化ナトリウム・水酸化カリウム	1	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-	※	※	※	※	※	※	※	1	※	※	-
トリブチル錫化合物	8	-	-	-	-	※	※	-	-	※	※	-	-	※	※	※	※	※	-	2	※	2	2	2	※	※	※	※	※	※	-
B. D. B. P. P. 化合物	-	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-	-	-	-	※	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-
D. T. T. B.	-	-	※	-	※	-	-	-	-	-	※	-	※	※	-	-	-	※	-	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-
メタノール	9	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-	※	※	※	※	※	9	※	※	※	※	-
テトラクロロエチレン	9	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-	※	※	※	※	※	9	※	-	※	※	-
トリクロロエチレン	9	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-	※	※	※	※	※	9	※	-	※	※	-
ジベンゾ[a,h]アントラセン	2	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-	※	※	※	※	※	※	※	※	-	2	-
ベンゾ[a]アントラセン	2	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-	※	※	※	※	※	※	※	※	-	2	-
ベンゾ[a]ピレン	2	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-	※	※	※	※	※	※	※	※	-	2	-
容器試験	2	-	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	-	※	※	※	※	※	※	1	1	※	※	-
規制対象外 ホルムアルデヒド	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	

注) ※は規制対象外

資料：生活衛生課